

3. 障害児支援の充実

目指すべき姿

子どもの成長過程や発達の特性に応じた支援が適切に受けられるようにするためには、関係機関の連携による切れ目のない支援体制が求められています。

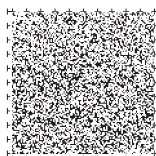
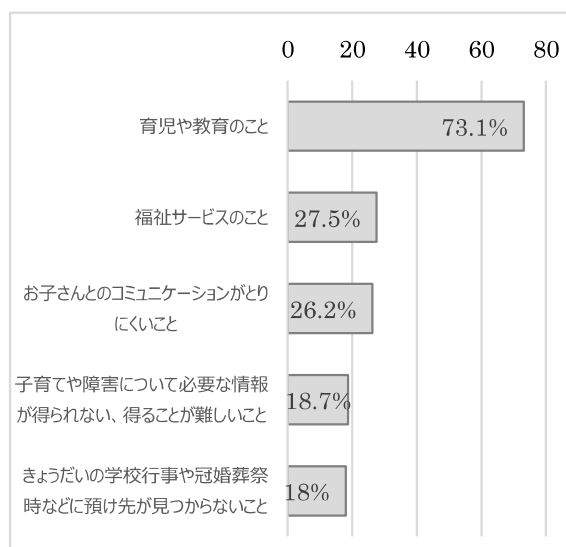
専門的な支援の確保だけでなく、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、成長することができるよう、障害のある子どもやそのご家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を身近な場所で提供できるようにするため、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関における連携・協力体制を構築していきます。

【現状と課題】

令和4年度のアンケート調査によると、お子さんのことで困っていることをみると、「育児や教育のこと」が73.1%で最も多く、次いで「福祉サービスのこと」が27.5%、3番目に「お子さんとのコミュニケーションがとりにくいこと」が26.2%となっています。

ほとんどの家庭でお子さんの「育児や教育のこと」について困っており、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援が求められています。

<お子さんのことで困っていること> (上位5つ)



取組方針1 障害児支援体制の強化

障害児については、子どもの成長に伴って関わる機関が変わっていくことから、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、支援が途切れないよう、関係機関と連携しながら一人ひとりの発達段階に応じた支援を行います。

特に医療的ケア児は、関係機関による協議会などで、相互の連携を図りながらネットワーク構築を進めるとともに、あわせて家庭環境に十分対応した支援体制の整備を行います。

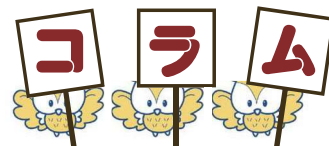
また、障害児への支援だけでなく、子育てをしている家庭への支援の充実も求められていることから、子ども家庭支援センターによる一体的な相談支援体制の取組みを進めていきます。

本区では、令和4年度に、区立の児童相談所^{※1}を設置し、虐待だけでなく、障害をはじめとした様々な子どもに関する相談支援体制を充実させるとともに、子どもの福祉と権利を守るための取組みを推進しています。

〈主な取組み事業〉

- 障害児保育事業
- 児童発達支援事業
- 巡回子育て発達相談事業
- 子ども家庭支援センターによる子どもおよび家庭への支援
- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業
- 放課後等デイサービス事業
- 医療的ケア児への支援体制の整備
- 区立児童相談所の運営
- 区立児童発達支援センターの整備
- 特別支援教育推進計画の策定

区立児童発達支援センターの整備

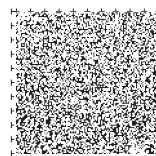


令和6年度から西部子ども家庭支援センターで実施している児童発達支援事業を、区立の「児童発達支援センター」として拡充し、令和9年度中には子どもの発達障害支援の更なる強化を図るため、教育センターの機能も含めた「児童発達支援センター」の整備を進めていきます。

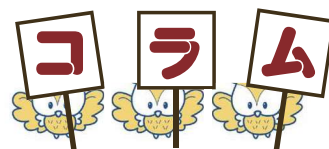
本区で設置した区立児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核として、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者と緊密な連携が行えるように取組みを進めるとともに、障害福祉課との連携を図り、切れ目のない支援体制を提供していきます。

※1 児童相談所：

児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・ご家族・学校の先生・地域の方々など、全ての人から受け付けている機関。



子ども家庭支援センターにおける支援



「ことばが遅い」「落ち着きがない」「なかなか歩かない」など、子どもの発達に関する相談数は年々増えています。センターでは、心身の発達に困難のある子どもとご家族に対して支援を行うことで、ご家族が子育てに自信を持ち、安定した生活をおくれるようになることを目的としています。

発達支援事業では、就学前の子どもを対象として一般的な発達相談から専門相談、通所指導、個別指導、などを行っています。



[通所バス]

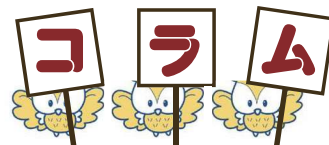


[緑日ごっこの様子]

また、子ども家庭支援ワーカー※¹ や専門相談員が区民ひろばに出張し、出張発達相談「あそんで相談ことばとからだ」を実施。気軽に相談できる場となっています。

保護者支援として、「ペアレントトレーニング」や「ペアレントメンター事業」なども行い、ニーズに合ったプログラムに参加いただいています。

特別支援教育推進計画とは



特別支援教育によって、豊島区のすべての子どもたちが障害の有無に関わらず、互いに尊重し、共に学び、将来、共生社会の担い手に必要な資質・能力を身につけることを目的として、特別支援教育推進計画を策定しています。

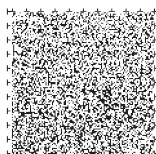
現計画は令和4年度から令和6年度までの3年間であり、令和7年度から新たな計画期間が始まります。

<特別支援教育推進計画で掲げる6つの推進プラン>

推進プラン1	相談事業の充実
推進プラン2	特別支援教育の校内支援体制の充実
推進プラン3	交流および共同学習の推進
推進プラン4	支援が必要な児童・生徒への指導の充実
推進プラン5	多様な教育環境の整備
推進プラン6	地域や関係機関と連携した支援体制の推進

※1 子ども家庭支援ワーカー：

日常生活を送るうえで、困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人で、子ども家庭支援センターに所属するケースワーカーのこと。



取組方針2 医療的ケア児への支援

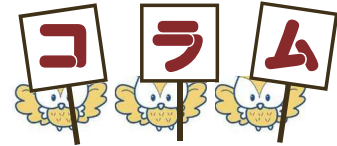
本区では、医療的ケア児およびそのご家族を、身近な地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取組みや支援について意見交換や情報共有を図ることを目的として、豊島区医療的ケア児等支援協議会を令和3年度から設置しています。

今後、更なる医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築と強化に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

〈主な取組み事業〉

- 医療的ケア児への支援体制の整備
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営
- 区立幼稚園や区立保育所等における医療的ケア児の受入れ

医療的ケア児等支援協議会



○医療的ケア児とは

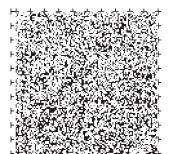
日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人であると推計されています。

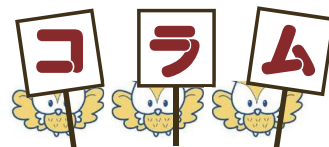
○医療的ケア児等支援協議会

令和3年度に設置され、区内の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、医療的ケア児の保護者、保育所・学校および庁内関係部署が一堂に会し、医療的ケア児等への取組みや支援について意見交換や情報共有を行っています。協議会の中で、「他の医療的ケア児の保護者のかたとつながりを持てる機会があると良い」との意見があがったことから、令和4年度より「医療的ケア児保護者交流会」を実施しています。

医療的ケア児に係る課題は多分野にわたるため、東京都医療的ケア児支援センター（令和4年9月開設）、地域の医療的ケア児コーディネーターやさまざまな関係機関と連携して、医療的ケア児やそのご家族への支援を検討しています。



区立の幼稚園や保育園における 医療的ケア児の受入れ



医療的ケア児を含め配慮を要する幼児の受入れは、区立幼稚園の重要な役割の一つであり、医療的ケア児の入園の際には、園に看護師を配置するなどの対応を行っています。

引き続き、一人一人の発達に応じた教育の充実のため、医師等の専門家の意見を聞きながら区立幼稚園における配慮を要する幼児の受入れについて検討していきます。

保育所等では、令和5年度には「豊島区立保育所等における医療的ケア児ガイドライン」を策定し、区立保育園における医療的ケア児の受入れに関する基本的事項や入所までの手続き、医療的ケアの実施体制などを決めました。

区立保育園では施設改修等にあわせ環境の整備を行っています。

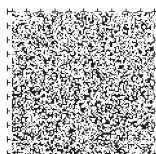
なお、池袋第一保育園および高松第二保育園では、令和5年度中に施設改修を行い、令和6年度から医療的ケア児の受け入れを開始します。

今後も、幼稚園教諭や保育士、看護師の研修の実施、看護師の追加配置、医療的ケア児が安心して過ごせるスペースの確保や設備の整備などを行います。

また、日常的に使用する衛生用品や緊急時に対応するための物品購入なども必要に応じて行っていきます。



【医療的ケア児の受入れに向けて、既存施設の改修により専用スペースを確保】



4. 地域生活支援の充実

目指すべき姿

障害のあるかたが安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図ります。

また、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携をしながら、障害児支援体制の充実を図っていきます。

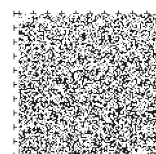
【現状と課題】

令和4年度のアンケート調査によると、今後利用したいサービスとして身体障害のあるかたは「日常生活用具の給付」、知的障害のあるかた、精神障害のあるかたは「共同生活援助」、難病患者のかたは「移動支援」、障害児は「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

障害種別によって利用したいサービスが異なるため、様々なサービスが提供できる体制づくりが重要です。

< 今後利用したいサービス >

障害種別	1位	2位
身 体	日常生活用具の給付	補装具費の給付
知 的	共同生活援助	福祉ホームさくらんぼ
精 神	共同生活援助	通所サービス
難 病	移動支援	自立支援医療（医療費の公費負担）
障 害 児	放課後等デイサービス	移動支援



取組方針1 地域の相談支援体制の充実とネットワークの構築

障害のあるかたが地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談でき、適切な情報提供や支援を受けることができる窓口が不可欠です。

本区ではこれまでに、基幹相談支援センターを柱として、区内の相談支援事業所を中心とした関係機関と連携し、より身近な相談先として、コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、民生委員・児童委員、福祉なんでも相談^{※1}などの充実を図ってきました。

また、地域支援協議会においても、障害福祉に関するネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善などに関する協議を行うなど、相談支援体制の充実に取り組んできました。令和5年度からは、より具体的な取組みの一つとして、障害のあるかたに、介護者の入院などの「もしも」のことが生じた場合に対応できるよう、関係事業所と連携しながら支援する地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

引き続き、地域支援協議会における協議を進めるとともに、相談支援体制の更なる充実や関係機関の連携強化を図っていきます。

〈主な取組み事業〉

- 相談支援の充実
- 地域支援協議会の運営
- 発達障害者支援事業
- 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置
- 基幹相談支援センター機能強化事業

基幹相談支援センターとは



地域における障害のあるかたの総合的・専門的な相談支援機関として、障害者総合支援法に規定されている機関です。

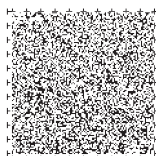
豊島区では平成24年10月より、心身障害者福祉センター内に設置しています。

身体障害・知的障害・精神障害および難病のかたやそのご家族からのお話を聞き、ご相談の内容に応じて、必要な情報提供や助言を行います。さらに、他の行政機関や福祉サービス事業所等と連携し、障害のあるかたが住み慣れた地域で希望する暮らしを送ることができるよう支援していきます。

また、地域の相談支援事業者に対しての専門的指導や助言、人材育成を行うとともに、連携強化を促進し、相談支援のネットワークづくりを担っています。

※1 福祉なんでも相談：

社会福祉法で定められている社会福祉法人による地域公益活動の一環として、平成29年度から豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する社会福祉法人が共同で行っている無料の相談事業。



取組方針 2 障害特性などに配慮したきめ細かい支援の充実

医療的ケア※¹が必要な障害のあるかたや難病患者、強度行動障害、高次脳機能障害、発達障害、聴覚障害や視覚障害など、障害の特性に応じた支援の充実は大きな課題です。

また、障害のあるかたの親の高齢化や障害のあるかた自身の高齢化をはじめ、引きこもりや生活困窮など、障害のあるかたを取り巻く問題が多岐に渡り、複雑化する場合も増えています。

こうした複合的な課題に対応することができるよう、関係する保健、医療、福祉、教育などの機関が連携した切れ目のない支援を実現するための体制づくりを進めていきます。

また、ヤングケアラーへの支援や失語症への対応、アルコールなどの依存症、重度化や高齢化への対応など、これまでの制度では支援が十分に届かないかたへの支援も課題となっており、その支援策についても検討を進めていきます。

〈主な取組み事業〉

- 地域生活移行支援事業
- 高次脳機能障害者支援対策事業
- 失語症の人のコミュニケーション支援事業※²
- 豊島区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業
- 居住支援協議会との連携による入居支援事業
- 依存症に対応した精神保健福祉相談
- 医療的ケアが必要なかたへの支援
- 日常生活用具の給付事業
- ヤングケアラー支援コーディネーターの配置
- 専門人材育成のための研修費用助成

すずらんスマイルプロジェクト（若者女性支援プロジェクト）と連携した若年女性への支援

障害のあるかたの居場所や生きがいづくりの拠点となっている地域活動支援センターのほか、区立障害関連施設において、すずらんスマイルプロジェクトとコラボし、相談に来られた必要なかたに生理用品をお渡ししています。

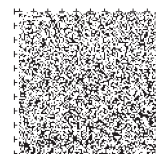


※¹ 医療的ケア：

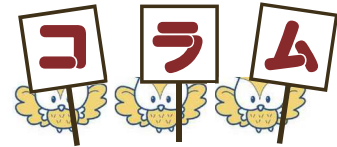
家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

※² 失語症の人のコミュニケーション支援事業：

失語症のかたが参加している活動団体にコミュニケーションを手助けするための支援者を派遣する事業のこと。



ヤングケアラーとは

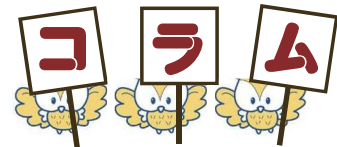


「ヤングケアラー」とは、本来なら大人が担うと想定されている家事や家族のお世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子どものことをいいます。令和2年度に厚生労働省が行った調査では、小学6年生15人に1人、中学2年生の17人に1人、全日制高校2年生の24人に1人がヤングケアラーであることが分かりました。

本区では家庭内の問題として、見えづらいヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援していくため、「ヤングケアラー支援コーディネーター」を令和5年4月より2名配置いたしました。

常設の相談窓口で相談を受ける他、地域の関係機関とも連携しながらアウトリーチを行い、個々の状況を見極めながら適切なコーディネートを行います。またヤングケアラーの正しい理解を促進し、地域に見守りの目を増やすために職員や関係機関向けの研修・出張講座を実施します。

地域生活移行支援事業とは



地域生活移行支援事業とは、精神科病院に入院しているかたの退院や地域相談支援の利用を促進するものです。

本区では、当事業を区内地域活動支援センター（地域生活支援センターこかげ）に委託し、ピアサポーターを活用しながら以下のようなサービスを提供することで、地域における暮らしへの移行を支援しています。

① 訪問・外出同行支援

支援対象者の入院する病棟に訪問して面談したり、外出に同行したりすることで、退院の動機づけを図ります。

② 関係機関との連携

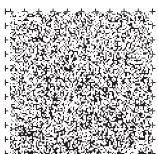
支援対象者の退院や地域相談支援の利用に向けて、ご本人をはじめ、医療機関や障害福祉サービス事業所の支援担当者等が出席する会議に参加、または開催します。

③ 病棟訪問

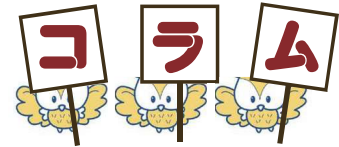
支援対象者の入院先に訪問し、本人や医療機関の従事者と退院に向けて話し合います。

④ ピアサポートの普及・ピアサポーターの養成

区内障害福祉サービス事業所等に対してピアサポートの事例紹介や情報共有をします。また、精神科病院の入院等経験者がピアサポーターとして活動するための知識や技能を習得できる研修を開催します。



ひかり文庫と録音図書のデジタル化とは



○「ひかり文庫」とは

豊島区の点字図書館のことで、昭和45年11月に発足し、昭和47年4月に点字図書館として認可されました。

○録音図書の記録媒体の変化

ひかり文庫設立当初、録音図書の記録媒体は、「オープンリールテープ」が主流でした。

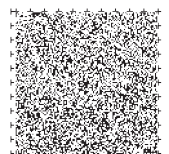
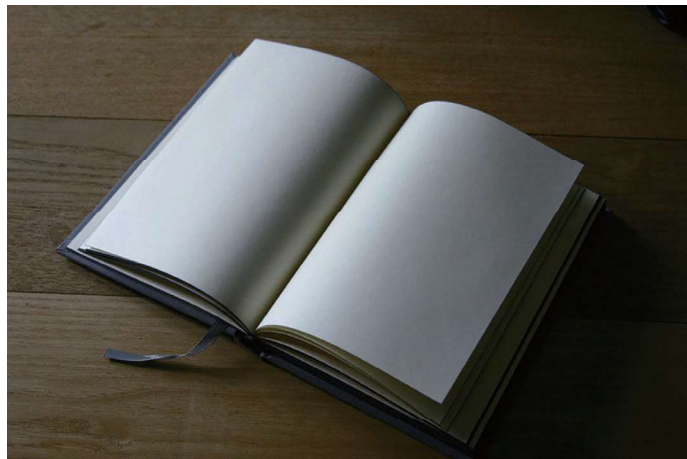
オープンリールテープは、その後、「カセットテープ」、そして、「CD（デイジー図書）」に進化していきます。これにより、記録媒体自体がコンパクトになり、そのうえ録音できるデータ量も増えたことで、一度に借り受ける記録媒体が少なくなるなど利用者の負担が軽減されました。また、録音データのデジタル化により目次がつき、巻き戻しや先送りで簡単に聞きたい箇所にとどり着けるようになるなど、利便性も向上しました。

また、図書のデータ化により、インターネット上の電子図書館（サピエ図書館など）サービスが登場するなど、利用者の読書機会がさらに増加しています。

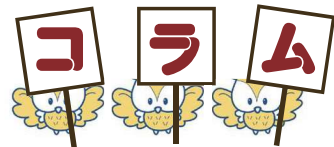
現在では、メガネのフレームなどに装着して紙媒体の情報を読み取り、音声に変換するツールなど、視覚障害者を手助けする様々な技術の開発が進んでいます。

令和元年6月には、「読書バリアフリー法」が制定され、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会」を目指すという将来像も明確になりました。

そう遠くない未来には、AIの活用や新しいツールの出現により、「できるはずがない」と思っていたことが当たり前になる世の中になり、今とは全く違う「ひかり文庫」になっているかもしれません。



失語症とは



脳血管障害や脳腫瘍・脳炎等の病気、交通事故や転落等、様々な原因で脳が損傷され言語機能が低下すると、言葉を操ることに支障をきたす『失語症』になります。

症状によっては、身体障害者手帳の「音声言語機能障害」の対象となります。

【発症年齢について】

2014年にNPO法人全国失語症友の会連合会が行った調査では、20代～50代の働き盛りでの失語症の発症が63%を占めたと報告されています。



失語症の症状は人により異なりますが、例えば、

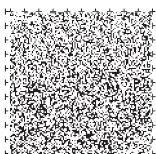
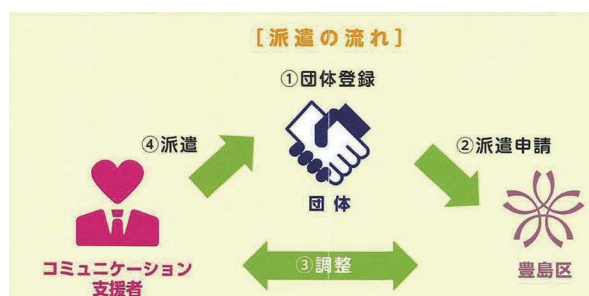


失語症のかたからのお願い

- ゆっくり、はっきり、短い文で話してください
- 一度でなく、時には繰り返して話してください
- 急に話題を変えないでください
話題が変わる時には、そのことをはっきり伝えてから話をしてください
- 答えを急かさないでください
(考える時間・言いたいことを言うのに時間がかかります)
- 大切なことは絵や文字で示してください
- 子ども扱いをせず、対等に扱ってください

【豊島区・コミュニケーション支援者の派遣について】

失語症のかたが参加している団体に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に豊島区がコミュニケーション支援者を派遣します。



5. 就労支援の充実

目指すべき姿

障害のあるかたが働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実を図ります。

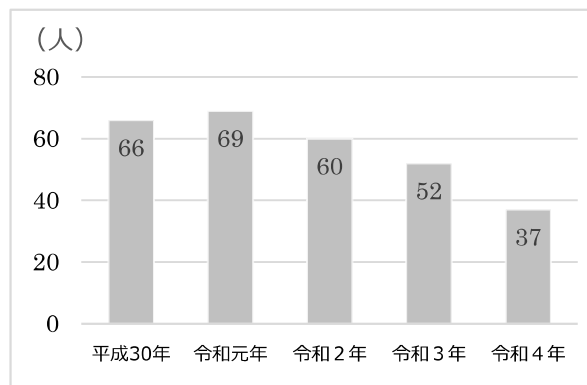
また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めます。

【現状と課題】

改正障害者雇用促進法により、企業・事業者には障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮が義務付けられています。

また、障害のあるかたの雇用率は民間企業で令和6年度に2.5%、令和8年度に2.7%に、国・地方公共団体等で令和6年度に2.8%、令和8年度に3.0%に段階的に引き上げられます。

＜豊島区障害者就労支援事業利用者の新規就職者数＞



取組方針1 就労と職場定着への支援

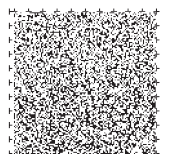
障害のあるかたの就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な支援が不十分なことなどにより、働きたいという意欲と能力があっても、就労に結びついていないのが現状です。

一方で、障害者雇用率の引き上げなど、国における障害のあるかたへの雇用促進策は進められています。

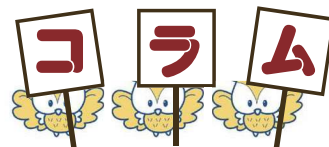
こうした状況を踏まえて、就労に関する相談体制の充実を図るとともに、企業の経営者や従業員をはじめ、障害者雇用についての啓発活動などを充実し、民間企業などへの就労機会や障害の特性に応じた就労場の提案や就労に向けてのサポート体制・定着支援を充実します。

〈主な取組み事業〉

- 障害者就労支援事業
- 就労定着支援事業
- オフィスサポートセンターの開設
- 就労者余暇活動支援事業（「ほっと・サロン」事業）
- 豊島区就労支援センターの運営



豊島区障害者就労支援センター

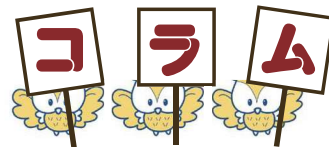


本区では、就労支援を推進するため、豊島区障害者就労支援センターとして、豊島区障害者就労支援事業を実施し、就労支援員を配置しています。就労支援員は、障害のあるかたが安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害のあるかたの一般就労を促進します。

また、就職した後も定期的に職場訪問などを行い、障害のあるかた本人が会社に定着できるよう、障害のあるかた本人だけでなく、企業が抱える不安に対しても相談を受けることでサポートを行っています。



オフィスサポートセンター



本区では、障害のある職員の活躍を推進するとともに、障害のある職員と働くことによって、区職員が障害のあるかたに対する理解を深めることや各課へのサポートによる業務能率の向上を目的として、令和5年4月1日に開設しました。

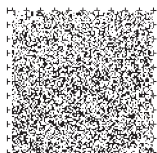
オフィスサポートセンターでは、障害のあるかたをオフィスサポーター（会計年度任用職員）として採用し、障害者支援員から仕事の段取りなど指導・助言を受け、庁内から依頼された業務を行なっています。



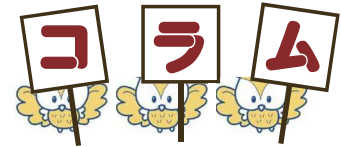
本庁舎5階 オフィスサポートセンター



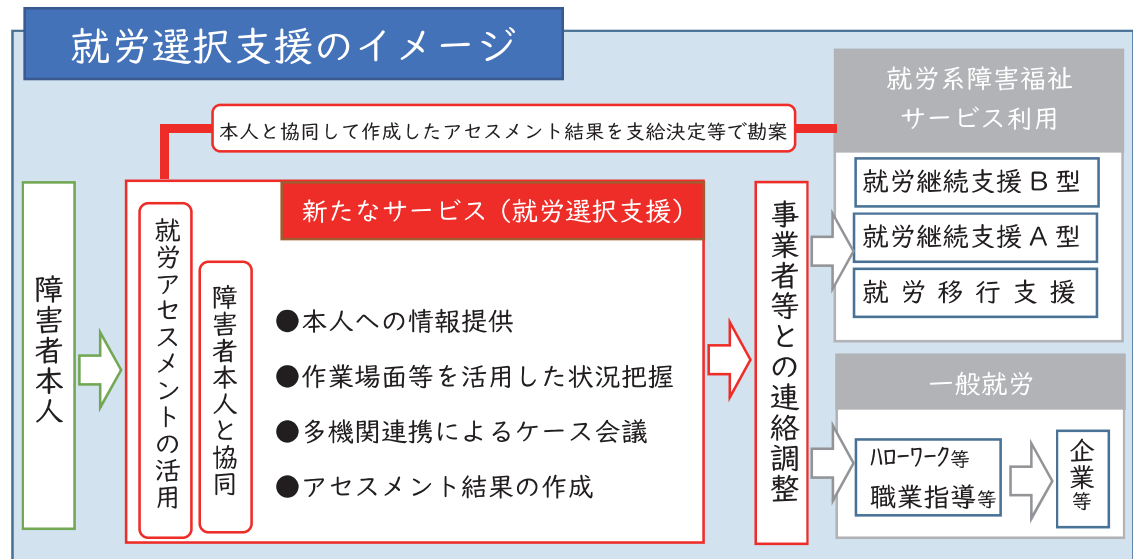
作業の様子



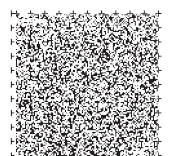
就労選択支援サービスの創設



障害のあるかた本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）が令和6年度から創設されます。



<参考> 令和4年10月14日開催 社会保障審議会障害者部会（第133回）資料2「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案について」より作成



取組方針2 工賃向上への取組み

障害のあるかたの工賃向上の取組みを進めていくため、本区では事業所間のネットワークを活用した共同受注の新たな事業展開を図り、障害者優先調達法を踏まえた区の指針に基づく障害者就労施設等からの物品などの優先調達や「はあとの木」をはじめとする各事業所の自主製品の販売促進など、工賃向上を目指した取組みを進めていきます。

また、障害のあるかたが地域の支え手として活用することを目指した就労機会の拡大を図るために、他部署や様々な関係団体と連携した取組みを進めていきます。

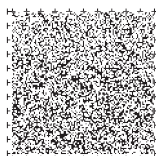
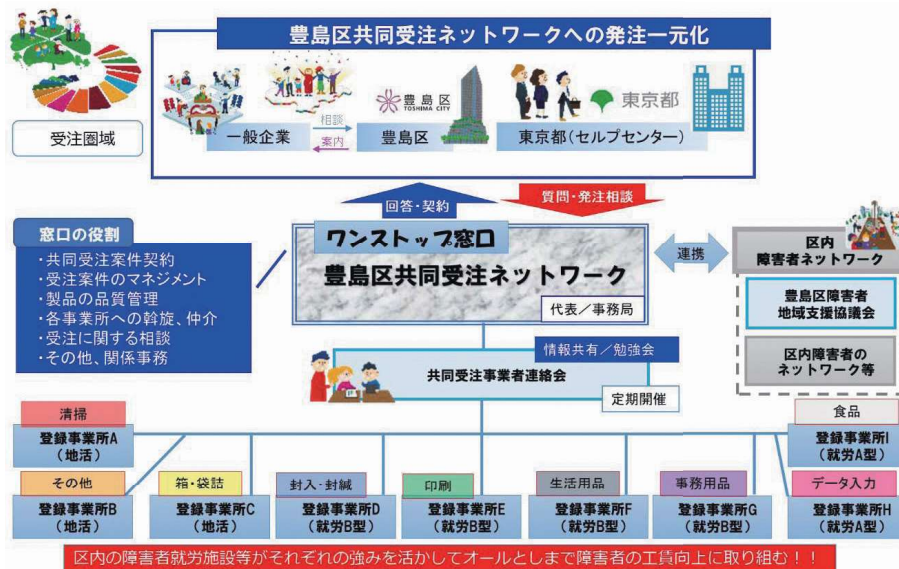
〈主な取組み事業〉

- 障害者の福祉的就労推進事業
- 豊島区障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進
- 共同受注のネットワークづくり
- 他部署・他機関と連携した取組 (IKE・SUNPARK ファーマーズマーケット・としま MONO づくりメッセ)
- 豊島区工賃向上計画の策定

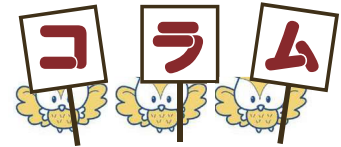
共同受注ネットワーク (TOSHIMAX)



豊島区共同受注ネットワーク (TOSHIMAX) は、様々な仕事を共同で受注する区内の障害福祉施設の繋がりで、ひとつの事業所では対応が難しい仕事を、事業所どうしの連携によって対応できるようにすることで、障害者就労施設等への発注増加を推進し、豊島区全体の障害者就労施設等で働かたの工賃向上を目指しています。



自主製品の販売



豊島区内には「はあとの木」という、豊島区内の障害者福祉施設がものづくりを介して、人との多様な関わりを目指す障害福祉施設のネットワークがあります。主に自主製品を販売しており、本区は、その販売活動を支援しています。

以下のような活動を行っています。

◆ はあとの木展示棚 常設展示販売

区役所4階カフェふれあい横のガラス棚の中に、はあとの木の商品が並び、展示販売を行っています。中をご覧になりたいかたはお気軽にカフェふれあいまでお声かけください。その場でお買い求めいただけます。

◆ はあとの木マルシェ

はあとの木に参加している事業所のスタッフとメンバーが交代で、ガラス棚に入っている商品や、棚には置いていない事業所の商品をカフェふれあい横にて販売を行っています。

販売会の様子

